

ひらかわ生活応援商品券が**使用できないもの**

- ①有価証券、**金券**、**ビール券**、**清酒券**、**おこめ券**、旅行券、乗車券、**図書券**（図書カード）、**切手**、
官製**はがき**、印紙、**プリペイドカード**、**電子マネーへのチャージ**等の換金性の高いもの
- ②出資や債務の支払い（**税金**、**保険料**、**振込手数料**、**電気・ガス・水道・電話料金**等）
- ③**たばこ**
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品の購入
- ⑤土地・家屋購入・家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑥健康保険等が適用されるサービス、薬及び介護保険が適用されるサービス
- ⑦他の商品券の交換又は売買（また、譲渡や再使用もできません。）
- ⑧現金との換金、金融機関への預入れ
- ⑨風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑩特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑪**取扱店事業者が独自で利用対象外と定めたもの**
- ⑫その他、使用対象商品としてふさわしくないもの